

道路賠償責任保険契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、岩手県が管理する道路について、道路賠償責任保険を次のとおり締結した。

記

（保険の目的、対象等）

第1 本保険の目的、対象、請求及び支払手続等は、別紙「道路賠償責任保険仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（てん補責任）

第2 乙は、賠償責任保険普通約款、施設所有（管理）者特別約款及び仕様書の規定に従い、損害をてん補する。

（保険料）

第3 本契約に係る保険料は、金 円とする。

2 甲は、本契約締結後速やかに、乙が指定する口座に、保険料を年額一括払いで支払うものとする。

（契約保証金）

第4 契約保証金は、金 円とする。

（保険期間）

第5 本保険の保険期間は、令和6年4月1日午後4時から令和7年4月1日午後4時までとする。

2 第3の保険料の支払が前項の保険期間の開始日時を経過した場合において、経過した理由が天災その他やむを得ない事情による場合又は当該経過期間が本契約締結日の翌日から起算して30日を経過していない場合には、乙は、第2による規定に関わらず、前項の保険期間の開始日時に遡って保険の責任を負うものとする。

（契約の解除）

第6 甲及び乙は、この契約書及び仕様書に定める事項に違反した場合は、相互に契約の解除を申し込むことができる。

2 契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。

3 契約が解除されたときは、乙は、未経過期間の保険料を日割り計算により、甲に返還するものとする。

4 この契約書及び仕様書に定める事項に違反したことにより、甲又は乙に損害が発生した場合は、相互にその損害を相手方に請求することができる。

(守秘義務)

第7 乙は、この契約上知り得た個人の情報等を他の者に漏らしてはならない。

(その他)

第8 本契約及び仕様書の内容に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県

代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙